

第 4 編 資料編

第1章 添付資料

(1) 新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会委員名簿

	所 属	氏 名
委 員 長	新居浜市心身障がい者（児）団体連合会	三木 由紀子
副委員長	新居浜市社会福祉協議会	白石 亘
委 員	新居浜機械産業協同組合	酒井 志津香
委 員	新居浜市老人クラブ連合会	明石 秀美
委 員	新居浜市保育協議会	井田 仁美
委 員	新居浜市民生児童委員協議会	吉田 満利子
委 員	新居浜市ボランティア連絡協議会	松山 明子
委 員	新居浜市女性連合協議会	丹 絹子
委 員	愛媛県東予地方局健康福祉環境部	田窪 小夜
委 員	新居浜市医師会	山内 保生
委 員	新居浜市小学校長会	加藤 三香子
委 員	新居浜市連合自治会	伊藤 幸男
委 員	新居浜市シルバー人材センター	米今 美智恵
委 員	新居浜市公民館連絡協議会	久保 弥生

(2) 新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市民参画による福祉のまちづくりを推進するにあたり、その実現のために必要な地域資源の有効活用及び実効性のある計画づくり等に係る協議を効率的に進めるため、新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 懇話会は、次の次号に掲げる事項を協議し、市長に報告する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 地域社会におけるつながりの再構築に関すること。
- (3) 地域住民の助け合い等による地域福祉活動に関すること。
- (4) 地域の個性ある福祉文化の創造に関すること。
- (5) その他地域福祉の推進に必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 事業者
- (3) 社会福祉団体から推薦された者
- (4) 教育関係者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠いたときは、その委員は、委員を辞したものとみなす。

3 委員が欠けたときに補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会に関する庶務は、福祉庶務担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

(3) 新居浜市福祉のまちづくり審議会委員名簿

	所 属	氏 名
会 長	新居浜市社会福祉協議会	小野 正師
副 会 長	新居浜市女性連合協議会	丹 絹子
委 員	新居浜商工会議所	横川 明英
委 員	心身障がい者（児）団体連合会	岡 熙美
委 員	新居浜市老人クラブ連合会	鈴木 英次
委 員	新居浜市保育協議会	高橋 千代理
委 員	新居浜市民生児童委員協議会	白石 敦之
委 員	新居浜ボランティア連絡協議会	三木 ユリエ
委 員	東予地方局健康福祉環境部	大野 さとみ
委 員	新居浜市医師会	宮下 直之
委 員	新居浜市中学校校長会	大久保 浩
委 員	愛媛県建築士会新居浜支部	和田 卓巳
委 員	新居浜市連合自治会	日野 幸彦

(4) 新居浜市福祉のまちづくり審議会規則

平成14年12月25日

規則第48号

改正 平成15年4月1日規則第1号 平成15年7月1日規則第53号

(目的)

第1条 この規則は、新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例(平成14年条例第31号。以下「条例」といいます。)第31条第4項の規定に基づき、新居浜市福祉のまちづくり審議会(以下「審議会」といいます。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとします。

(平15規則53・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 事業者
- (3) 社会福祉団体から推薦された者
- (4) 教育関係者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とします。ただし、再任は妨げません。

- 2 委員が委嘱されたときの要件を欠いたときは、その委員は、委員を辞したものとみなします。
- 3 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定めます。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(専門部会)

第6条 審議会は、特定事項を調査審議するため、専門部会(以下「部会」といいます。)を置くことができます。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織します。
- 3 部会に、部会長を置きます。
- 4 部会長は、その部会に属する委員の互選により定めます。

(関係者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、必要があると認められるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し、資料の提出等の協力を求めることができます。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉庶務担当課において処理します。

(平15規則1・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行します。

附 則（平成15年4月1日規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

新居浜市地域福祉推進計画 2021

発行日：令和3年3月

編集・発行：新居浜市 福祉部 地域福祉課
〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1237 FAX：0897-37-3844

電子メール：chiifuku@city.niihama.lg.jp